

(4) 事業の実施地域

事業の実施地域	西東京市、練馬区
---------	----------

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(5) 営業日

営業日	営業時間
日曜日～土曜日	午前 8 時 ～ 午後 6 時
サービス提供時間	午前 9 時 ～ 午後 5 時 30 分
営業しない日	なし

3 サービスの内容及び費用

(1) 介護保険給付対象サービス

ア サービス内容

種 類	内 容
食 事	(食事時間) 12 : 00～13 : 00 利用者と職員共同で作る家庭的な温かく美味しい食事を提供します。食事サービスの利用は任意です
入 浴	個人浴槽です。 サービス提供時間内の好きな時間にご利用できます。 入浴サービスの利用は任意です。
排 泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
機能訓練	機能訓練指導員により利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。 <当施設の保有するリハビリ器具> シルバーカー 2台 車いす 2台
生活指導	利用者の生活面での指導・援助を行います。 各種レクリエーションや健康体操等を実施します。
健康チェック	血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。
相談及び援助	利用者とその家族からの各種ご相談に問題解決に向けて取り組みます。
送 迎	ご自宅玄関から施設内までの送迎を行います。 送迎サービスの利用は任意です。

イ 費用

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金の 1 割または 2 割・3 割が利用者の負担額となります。お客様の利用者負担額については、契約書別紙サービス内容説明書に記載します。

【料金表】令和6年7月1日改正

○所要時間3時間以上4時間未満の場合

要介護1 4,440円	要介護2 5,102円	要介護3 5,764円	要介護4 6,405円	要介護5 7,077円
----------------	----------------	----------------	----------------	----------------

○所要時間4時間以上5時間未満の場合

要介護1 4,654円	要介護2 5,348円	要介護3 6,042円	要介護4 6,714円	要介護5 7,419円
----------------	----------------	----------------	----------------	----------------

○所要時間5時間以上6時間未満の場合

要介護1 7,013円	要介護2 8,283円	要介護3 9,564円	要介護4 10,813円	要介護5 12,105円
----------------	----------------	----------------	-----------------	-----------------

○所要時間6時間以上7時間未満の場合

要介護1 7,237円	要介護2 8,550円	要介護3 9,874円	要介護4 11,198円	要介護5 12,511円
----------------	----------------	----------------	-----------------	-----------------

○所要時間7時間以上8時間未満の場合

要介護1 8,038円	要介護2 9,500円	要介護3 11,016円	要介護4 12,511円	要介護5 14,005円
----------------	----------------	-----------------	-----------------	-----------------

○所要時間8時間以上9時間未満の場合

要介護1 8,358円	要介護2 9,874円	要介護3 11,443円	要介護4 13,023円	要介護5 14,571円
----------------	----------------	-----------------	-----------------	-----------------

○減算（1回につき）

種 類	利 用 料
送迎減算	-501円

○加算（1回につき）

種 類	利 用 料
入浴介助加算	427円
機能訓練加算	598円
サービス提供体制強化加算	235円

・ **上記金額の1割または2割・3割が自己負担金となります。**

- ・ 上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、お客様の居宅サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。
- ・ 介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。
- ・ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、お客様は料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。発行されたサービス提供証明書と領収書を保険者介護保険窓口を持参すると、差額分が返還されます。

(2) 介護保険給付対象外サービス

- 昼食費  
食事サービスを受ける方は、昼食代 650 円が必要となります。
- おやつ代  
おやつサービスを受ける方は、おやつ代 150 円が必要となります。
- おむつ代  
おむつを使用される方は、おむつ代 150 円が必要となります。
- 事業の実施地域外の送迎費  
2 - (4)の事業の実施地域以外の地域にお住まいの方は送迎費として実地地域を越えてから 1kmあたり 0 円が必要となります。
- その他の費用  
通所介護サービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係わる費用であって、お客様に負担させることが適当と認められる費用は、お客様の負担となります。
- キャンセル料  
原則、無料です。

(3) 利用料等のお支払方法

原則、お引き落としとなっております。

その他のお支払い方法についてはご相談ください。

5 事業所の特色等

(1) 事業の目的

365日年中無休で通所介護サービスを提供しています。

また、少人数制を活かして個人個人にあったケアを提供しています。

(2) 運営方針

1. ご利用者様にとって、「近所に住む“友人”“家族”との日常生活」を提供します。
2. 「サービス業」と考え「まごころ」を大事にします。
3. 地域の方々との活発な交流を目指し、皆様にご参加頂けるイベントを充実させます。
4. 機能訓練の一環として、買い物やお散歩、ドライブ等、外出機会を増やし、  
身体面はもちろんの事、特に精神面の満足を、徹底的に追求します。

## (3) その他

事項	内容
通所介護計画の作成及び事後評価	当事業所の管理者が、お客様の直面している課題等を評価し、お客様の希望を踏まえて、通所介護計画を作成します。また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面に記載してお客様に説明のうえ交付します。
従業員研修	年6回、技術から制度・接遇の研修を行っています。

## 6 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所お客様 相談窓口	窓口責任者 管理者 梅田 友理子 ご利用時間 9:00～18:00 ご利用方法 電話 (042-452-7841) 面接 (当事業所相談室) 苦情箱 (事務室に設置)
保険者別 介護保険課窓口	西東京市 西東京市健康福祉部高齢者支援課相談受付係 住所 東京都西東京市南町5丁目6-13 電話 042-420-2816 (田無第二庁舎) ご利用時間 8:30～17:00
	西東京市 西東京市 権利擁護センター あんしん西東京 住所 東京都西東京市田無町5-5-12 田無総合福祉センター 電話 042-497-5239 ご利用時間 8:30～17:00
	練馬区 練馬区高齢者支援課 住所 東京都練馬区豊玉北6-12-1 電話 03-5984-4582 (管理係) ご利用時間 8:30～17:00
国保連相談窓口	東京都 住所 東京都千代田区飯田橋3-5-1 東京政会館11階 電話 03-6238-0011 ご利用時間 9:00～17:00

7 事故発生時における対応方法

乙は、通所介護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに甲の後見人及び家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

発生した事故は、内容によっては基準に基づき、保険者への報告を行います。

賠償すべき事故が発生した場合に備え損害保険に加入し速やかにその対応を行います。ただし、乙に故意、過失がない場合はこの限りではありません。当該事故発生につき甲に重過失がある場合は損害賠償の額を減額することができます。

8 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかにお客様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

主治医	病院名	
	所在地	
	電話番号	
	主治医氏名	

緊急時連絡先 (家族等)	氏名（続柄）	
	住所	
	電話番号	

9 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画にのっとり対応を行います。			
避難訓練及び防災設備	別途定める消防計画にのっとり年1回避難訓練を行います。			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	1	防火扉・シャッター	0
	避難階段	0	屋内消火器	2
	自動火災報知機	1	ガス漏れ探知機	1
	誘導灯	2		
	カーテンは防災性能のあるものを使用しています。			

10 サービス利用に当たっての留意事項

- サービス利用の際には、介護保険被保険者証と居宅介護支援事業者が交付するサービス利用票を提示してください。
- 施設内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- 決められた場所以外での喫煙はご遠慮ください。
- 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- 所持金品は、自己の責任で管理してください。
- 施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

当事業者は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、通所介護のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

令和 年 月 日

事業者 住 所 〒202-0014  
東京都西東京市富士町 3-9-4  
事業者名 有限会社ユピテル  
事業所名 ライフサービスぱーとなー 富士町  
代表者名 代表取締役 満岡 弘雄

説明者 職 名 管理者 生活相談員  
氏 名 梅田 友理子 小泉 浩子

私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、通所介護のサービス内容及び重要事項の説明を受け同意しました。

令和 年 月 日

利用者 住 所  
氏 名

代理人 住 所  
氏 名  
続 柄 ( )

**【契約書別紙】**  
**サービス内容説明書（通所介護）**

当事業者が、あなたに提供するサービスは以下の通りです。

1 通所介護サービスの内容

曜日	時 間 帯	内 容
月曜日	9：00～ 17：30	送迎、食事、機能訓練、生活指導、健康チェック、入浴、排泄、レクリエーション等
火曜日	9：00～ 17：30	
水曜日	9：00～ 17：30	